

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主、取引先、従業員等の全ての利害関係者に対して、健全で透明性が高く、環境の変化に迅速かつ的確に対応できる経営体制を確立することが、経営上の最重要課題の一つであると考えております。

その為、取締役会や監査役会、又、監査役の監視あるいは内部監査の実施等における監視、牽制機能を有効に発揮させる事で、経営の健全性、透明性の確保を図っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場会社としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本毛織株式会社	307,000	32.95
株式会社みずほ銀行	46,400	4.98
泉株式会社	37,200	3.99
フジコー従業員持株会	35,776	3.84
永井詳二	29,800	3.20
株式会社三井住友銀行	23,100	2.48
東レ株式会社	21,600	2.32
日本生命保険相互会社	20,000	2.15
野添誉之	16,800	1.80
楠本学	16,200	1.74

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

- 上記のほか、当社保有の自己株式68,328株(6.83%)があります。
- 「大株主の状況」について、有価証券報告書と記載内容の差異について
2020年5月14日に行った資本業務提携に伴い、5月15日付けで筆頭株主であった日本土地建物株式会社および主要株主の勤友商事株式会社から日本毛織株式会社へ株式が譲渡され、筆頭株主が変更されております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	繊維製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)	更新
-----------	----

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
作井 治人	他の会社の出身者											
清水 修	弁護士											
岡本 雄博	他の会社の出身者							○				

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

作井 治人	○	—	社外取締役 作井 治人氏は、長く住友生命保険相互会社に勤務され、金融法務畑から内部監査、コンプライアンス部門の経験を踏まえ、同社子会社の監査役を務めておりましたことから、豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社のコーポレートガバナンス強化に寄与していただけるものと期待し、社外取締役に選任しております。 また、当社と住友生命保険相互会社の間には資本的関係及び重要な取引関係その他の利害関係はありません。当社と作井 治人氏との間には、それ以外の意思決定に影響を与える人的関係、資本的関係、取引関係等その他の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断したことから、独立役員に指定しております。
清水 修	○	——	社外取締役 清水 修氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する知見を生かした弁護士としての専門的見地から、有用な意見をいただくことを期待し、社外取締役に選任しております。 また、清水 修氏はこれまで、直接会社経営に関与された経験はありませんが、企業法務の分野を専門とする弁護士であることから、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたします。また、当社と同氏の間には、意思決定に影響を与える人間関係、資本的関係、取引関係等その他の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断したことから、独立役員に指定しております。
岡本 雄博		岡本雄博氏は、当社の主要株主である日本毛織株式会社の常務執行役員であります。	社外取締役 岡本雄博氏は、長らく日本毛織株式会社に勤務され、財務から経営企画の経験を踏まえ、管理部門のセンター長として豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社のコーポレートガバナンス強化に寄与していただけるものと期待し、社外取締役に選任しております。 また、同氏の兼職先である日本毛織株式会社は当社発行済み株式総数の30.70%を保有する主要株主であります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の内部監査及び監査役監査の組織は次の通りであります。

監査役は、常時1名の常勤監査役が執務しており、原則として全ての取締役会をはじめとして、社内的重要会議にも積極的に参加することにより、取締役の職務執行を十分監視できる体制となっております。

内部監査室(2名)は、随時必要な内部監査を実施しております。

また、監査役、内部監査室は、会計監査人と連携をとり、情報を共有しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
武村 博善	他の会社の出身者													
藤川 覚	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
武村 博善	○	——	社外監査役 武村 博善氏は、企業経営及び監査役としての豊富な経験、幅広い知見を有しており、経営全般の監視と有効な助言を期待し、社外監査役に選任しております。また、当社と同氏との間には、意思決定に影響を与える人間関係、資本的関係、取引関係等その他の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断したことから、独立役員に指定しております。
藤川 覚	○	——	社外監査役 藤川 覚氏は、会社運営、監査に関する豊富な経験を有しておられ、この経験を生かし、当社の経営全般に対して提言をいただくことにより、当社のコーポレートガバナンス強化に期待し、社外監査役に選任しております。なお、同氏は当社の主要株主であるみずほ銀行株式会社に2012年3月まで勤務しておりましたが、退職から相当程度の期間が経過しており、当社と同氏との間には、それ以外の意思決定に影響を与える人間関係、資本的関係、取引関係等その他の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断したことから、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

4 名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

インセンティブ付与に関しましては、今後慎重に検討してまいります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

役員報酬の内容

当事業年度における当社の取締役および監査役に対する役員報酬は次のとおりであります。

取締役 109,980千円、監査役 17,520千円、合計 127,500千円。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は取締役及び監査役の報酬等の決定に関する方針を定めており、株主総会においてご承認いただいた報酬枠の範囲内で決定しております。各取締役の報酬額は、取締役会の授權を受けた代表取締役が当社の定める一定の基準に基づき決定し、各監査役の報酬額は、監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役を補佐する専任の担当者はおりませんが、管理部門が適宜サポートをおこなっており、社外監査役につきましては、常勤監査役がサポートしております。また、取締役会等の審議資料は事前にお渡ししております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

コ - ポレ - ト・ガバナンスに関する施策の実施状況(有価証券報告書提出日現在)

当社の経営組織その他のコ - ポレ - ト・ガバナンス体制の概要は次のとおりであります。

取締役会は、取締役10名で構成しており、迅速に経営判断できるようにしております。

毎月1回原則として8営業日目に開催しており、重要事項は全て付議され、業績の進捗についても議論し、対策等を検討しております。

また、各部には担当取締役を置き責任を明確にすることにより、経営環境の変化に対応できる体制になっております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役制度を採用しております。

社外監査役は2名であり、非常勤であります。

常時1名の常勤監査役が執務しており、取締役会に出席し社内の各種委員会や会議にも積極的に参加し、取締役の職務執行を充分監視できる体制となっております。

社外監査役と当社との人的関係、基本的関係、取引等その他の利害関係はありません。

また、内部監査室が設置されており、随時必要な内部監査を実施し、監査役と連携をとり、情報を共有しております。

社外からの監理機能を充実させるため、弁護士事務所、税理士事務所との顧問契約による法務税務面の専門的なアドバイスを受けております。

これらにより、十分なコ - ポレ - ト・ガバナンスが確保されていると認識しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
IR資料のホームページ掲載	当社のIR資料はホ - ム ペ - ジにおいて、有価証券報告書、適時開示(決算短信)情報を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部	
その他	・株主総会終了後に会社近況報告会の開催(2020年は開催中止) ・アナリスト、機関投資家からの取材対応	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社ホームページにCSR活動内容について公表しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

会社法第362条第5項に基づき、当社が法令及び定款に適合することを確保する為の体制、その他株式会社の適正を確保する為に必要な体制の整備（内部統制システム）に関する決議に基づき、具体的に行われるべき当社の内部統制システムの構築において、基本方針を明らかにすると共に会社法施行規則100条の定める同システムの体制整備に必要とされる各条項に関する大綱を定め、本決議に基づく内部統制システムの構築は各条項に定める担当者のもとで、可及的速やかに実行すべきものと、かつ、内部統制システムについての普段の見直しによってその改善を図り、もって、効率的で適法な企業体質を作ることとを目的としております。

内部統制システム基本方針（平成27年5月19日改定）

1. 当社及び当社子会社（以下、「当社グループ」という。）の取締役（海外子会社の取締役相当職を含む。以下「取締役等」という。）及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役等及び使用人は、内部統制システムに関する規程規則に従い法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとる。
 - (2) 当社グループ全体の、コンプライアンス（法令遵守）全体を統括する組織として、社長を委員長とし、社外弁護士も参加する「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置する。
 - (3) 製造業として重要な課題である「環境・安全」関係の法令等については、環境面は、「ISO14001環境マネジメントシステム」により管理し、安全面については、「安全衛生委員会」を活用運営する。
 - (4) コンプライアンスの推進については、取締役等及び使用人が、それぞれの立場でコンプライアンスを自ら問題としてとらえ業務運営にあたるよう、あらゆる機会を捉え、研修を行い指導する。
 - (5) 当社グループは、相談・通報体制を設け、取締役等及び使用人が、社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、又は行われようとしていることに気がついたときは、総務部長、常勤監査役又は社外弁護士等に通報（匿名可）しなければならないと定め、ガバナンス体制を強化する。
- また当社グループは、通報内容を守秘し、通報者に対して不利益な扱いは行わない。

2. 取締役等の職務の執行に係る文書及び情報の保存・管理に関する体制

- (1) 取締役等の職務の執行に係る情報については、法令及び文書管理規程ほか社内規程に基づき、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理する。
- (2) 職務の執行に係る文書及び情報は、文書管理規程に基づき保存管理すると共に取締役等及び監査役はこれらの情報をいつでも閲覧できるものとする。

3. 当社グループにおける損失の危機管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社グループで想定される事業活動における多様なリスクを把握、管理するため、個々のリスクに応じ制定した規程規則に基づき、その把握と管理のためのリスク管理体制を確保する。
- (2) リスク管理全体を統括する組織として「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設け、リスク管理規程を定め管理体制を構築する。
- (3) 有事においては、社長を本部長とする「緊急対策本部」が統括して危機管理にあたり損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。
- (4) 平時においては、各部門において定期的にリスクの洗い出しや検証を行い、そのリスクの軽減に取り組む。

4. 当社グループの取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制及び業務の執行の報告に関する体制

- (1) 取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、当社取締役会（取締役会規則）を月1回開催し、重要事項（取締役会付議事項規則）の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督を行う。
- また必要に応じて常務会（常務会規則）を適宜開催し、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係わる意思決定を機動的に行う。
- (2) 当社グループの将来の事業環境を踏まえ、中期経営計画及び各年度予算を立案し、全社的な目標を設定する。
- 各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社グループの取締役等は、グループ会社経営管理として、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行い内部統制の確立と運用の権限及び責任を有する。
- (2) 取締役等は、グループ会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、監査役に報告するものとする。
- (3) 当社が定める「関係会社管理規程」により、各グループ会社は自社の事業状況及びその他重要事項について、当社へ適宜報告することとしており、その報告は監査役へ閲覧され、監査役は必要に応じて当社グループ各社に説明を求めることとする。
- (4) 当社内部監査室は、内部監査規程に基づき、必要に応じて業務監査・会計監査・特命による調査を実施する。

6. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制と当該使用人に関する事項

- (1) 監査役が補助使用人を求めた場合には、当社の使用人から監査役補助者を任命することとする。
- (2) 当該使用人は、他部署の使用人を兼務せず、もっぱら監査役の指揮命令に従わなければならない。
- (3) 使用人の取締役等からの独立性を確保するため当該使用人の任命、解任、人事異動、評価等を行う場合は、予め監査役会の同意を得た上で取締役会が決定する。

7. 取締役等及び使用人等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役等及び使用人等が監査役に報告すべき事項の範囲及び報告方法を定め、監査役の情報収集のための体制を確保すると共に、監査役はいつでも必要に応じて、取締役等及び使用人等に対して報告を求める事ができる事とする。
- (2) 社内通報に関する規程（内部通報規程）に基づき、社内窓口を担当部署と監査役、外部窓口を社外弁護士とし内部通報制度を運用し、速やかに通報状況を窓口関係者間で共有する体制とし、その適切な運用を維持する事により、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保するものとする。

8. 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役に前条の報告を行った者に対し、当該報告を行った事を理由として、不利な取扱い（報復行為）を行うことを禁止する。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

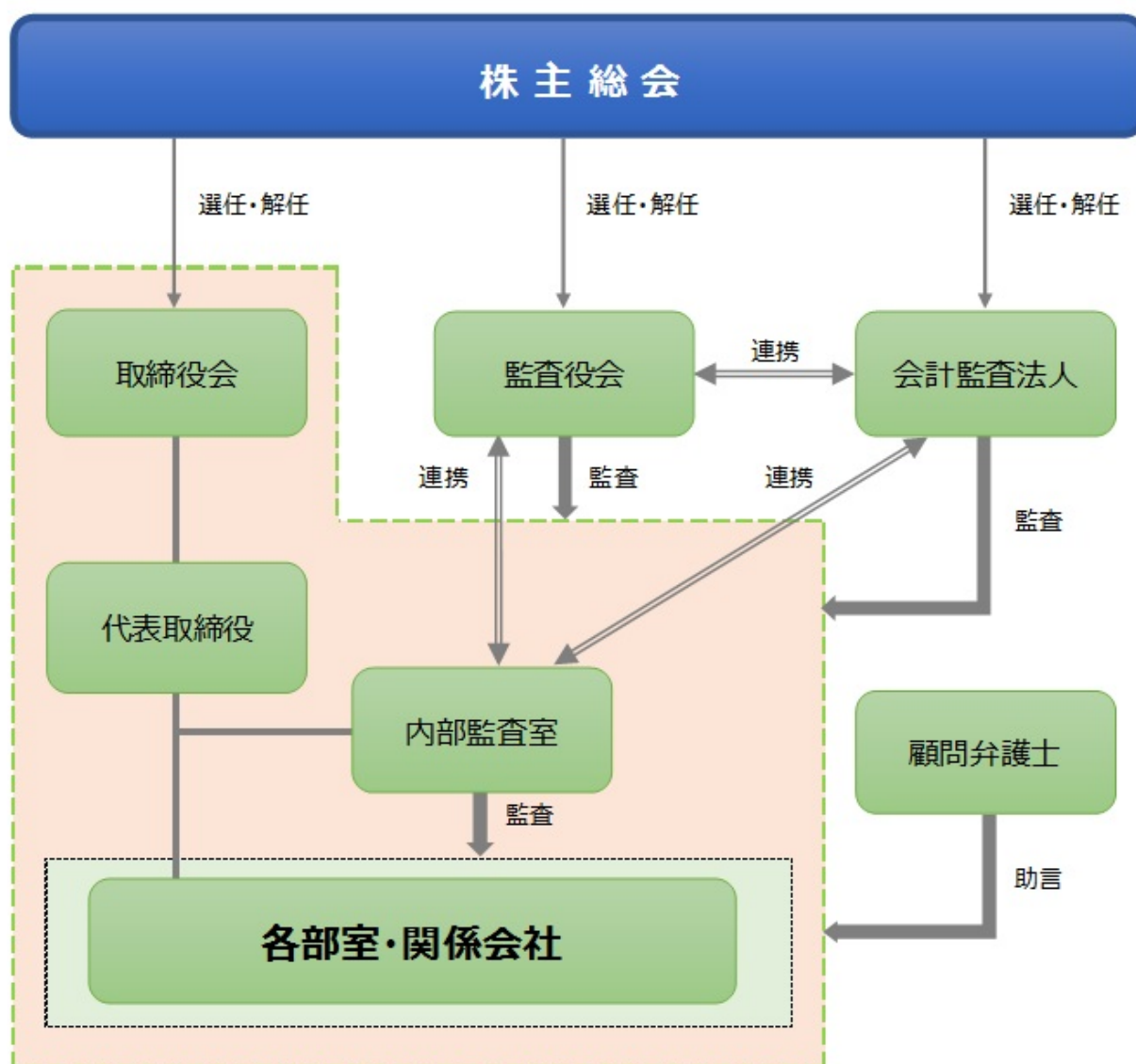
監査役がその職務の執行について当社に対して会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。

また監査役がその職務を遂行するために必要と判断したときは、弁護士・公認会計士・税理士等の専門家に意見を求めることができ、その費用を会社が負担することを認める。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力が、社会の秩序や市民生活に脅威を与え、多大な被害を及ぼす可能性のある組織であるという認識のもと、反社会的勢力と毅然とした態度で臨み、その脅威に決して屈しないことを基本方針としております。

対応統括部署を総務部とし、「反社会的勢力・不当要求等のトラブル対策行動基準」を総務部員及び各部役職者に対し、周知・徹底を図るとともに、警察や顧問弁護士等と連携し、全社的体制強化を図っております。



適時開示体制の概要

